

計画策定の趣旨

- ◆我が国における「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正等を背景としながら、本市では「伊勢市障害者計画」、「伊勢市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」などを策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、さまざまな取り組みを進めているところです。
- ◆「伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」は、国の動向や、本市におけるこれまでの計画の成果と課題を十分に踏まえながら、引き続き、共生社会の実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進すべく策定するものです。

計画の位置づけ

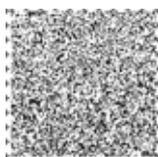
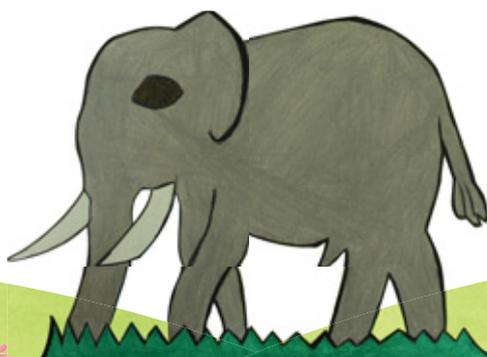
- ◆本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。
- ◆また、本計画で定める基本理念や施策を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

障がいの定義

- ◆本計画において「障がいのある人」とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

計画の期間

- ◆計画の期間は、障がい者計画においては令和3年度を初年度とし、令和8年度までの6年間とします。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。



基本理念

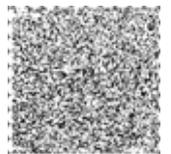
- ◆本計画では、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現を目指します。
- ◆障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指して、前期計画に引き続き、『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』を基本理念とします。



基本的視点

- ◆基本理念である『だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ』を実現すべく、計画全体にわたる横断的な考え方として、次の基本的な視点を定めます。

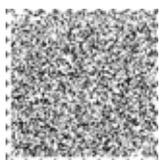
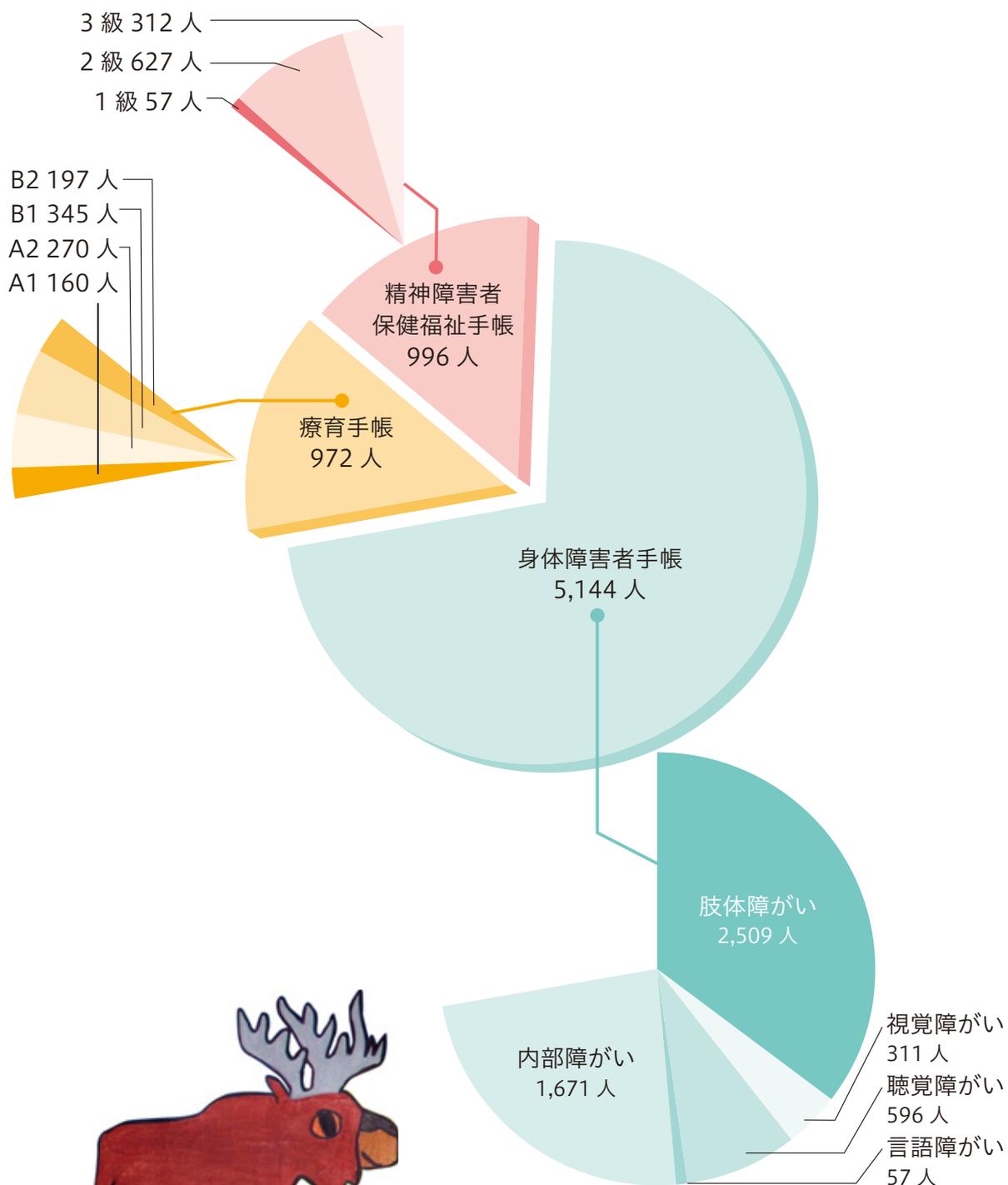
- ① 障がい者の社会参加と自立、自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ④ 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ⑤ 障がいのある子ども及び高齢者などの複合的困難に配慮したきめ細かい支援



障がいのある人を取り巻く状況

◆市内の障害者手帳の所持者から把握した障がいのある人の数は、障がい種別で見ると、身体障害者手帳所持者数が5,144人、療育手帳所持者数が972人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が996人で、全体で伊勢市人口の5.7%となっています。

障がい種別手帳所持者数（令和元年度末時点）



進めていく取り組み

1. 日常の自立した暮らしへの支援

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、また障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい地域生活を営むことができるよう、暮らしにおけるさまざまな支援を進めます。

1 日常生活支援サービスの充実

- 訪問系サービスの充実
- 日中活動系サービスの確保
- 一時的支援の充実
- 計画相談支援の促進

2 生活の場の確保

- グループホームの整備促進
- 住環境整備への支援

3 保健・医療体制の充実

- 医療の給付・助成制度の実施
- 保健指導の推進
- 医療機関等との連携

4 情報提供の充実

- 広報などによる情報の提供
- 手話通訳者・要約筆記者の充実
- 手話奉仕員の養成
- 広報による情報保障

2. 相談支援と権利擁護の推進

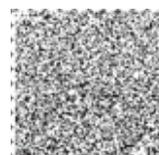
障がいのある人が抱える問題は複雑多様化するとともに、複合化の様相もうかがえます。そういった問題に対して、総合的に対応可能な相談支援体制の充実はもとより、専門機関等と連携したネットワークの強化を図ります。

1 相談支援体制の整備と充実

- 基幹相談支援センターの機能強化
- 障害者地域相談支援センターの充実
- 計画相談支援事業所との連携
- 相談支援と伊勢市障害者施策推進協議会、障がい福祉計画への連動

2 権利擁護の推進、虐待防止

- 日常生活自立支援事業の利用促進
- 「伊勢市成年後見サポートセンターきぼう」を核とした成年後見制度の利用促進
- 障がい者虐待の防止



3. 就労や社会参加への支援

障がいのある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には福祉的就労や中間的就労の場の充実を図るなど、多様な就労機会の確保に努めます。

また、円滑に生涯学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境整備を推進するなど、社会参加の機会充実に努めます。

1 雇用・就労機会の拡大

- 就労機会の拡大
- 雇用の促進に対する支援
- 障害者就労施設等からの物品の調達等の推進
- 労働に関する相談窓口の広報
- 福祉的就労の場の充実
- 公共職業安定所等、関係機関との連携

2 生涯学習の推進、創作・芸術活動の支援

- 学習機会の充実
- 施設のバリアフリー化

3 スポーツ・レクリエーション等への参加促進

- イベントの開催による交流促進
- フリースペースの支援

4. こどもの育ちと家庭の安心への支援

本市で生まれ育つすべての子どもの育ちと子育て家庭を支えるため、発達や障がいに関する相談支援の充実とともに、早期発見・早期支援の体制強化及び療育体制の充実を図ります。

また、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶ、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

1 早期発見・支援体制の充実

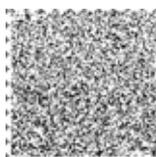
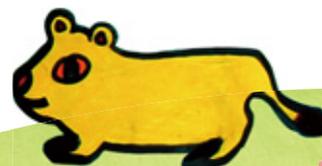
- 母子保健施策の推進
- 発達支援事業の推進

3 インクルーシブ教育の推進

- 関係機関との連携の充実
- 特別支援教育の充実

2 療育・相談支援体制の充実・強化

- 療育の充実
- 相談窓口の充実
- パーソナルファイルの活用推進



5. ひとにやさしいまちづくりの推進

すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する理解や関心を高めるとともに、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消を進めるための取り組みを進めます。

また、障がいのある人もない人も、だれもが快適で暮らしやすく、さらには障がいのある人がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の整備とともに、アクセシビリティに配慮したまちづくりを進めるにあたっての仕組みづくりや、地域における防災・防犯対策等を推進します。

1 共生社会の理念の普及と差別の解消

- 啓発事業の推進
- 情報発信の充実
- 行政サービス等における配慮
- 障がい者サポーター制度の推進

2 人権・福祉教育の充実

- 学校における人権教育・福祉教育の充実
- 人権教育の推進

3 ボランティア活動の推進

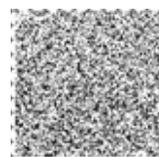
- 人材の育成・確保
- 拠点の充実
- 活動の普及・支援

4 安全・安心で快適な生活環境の整備

- ユニバーサルデザイン化、バリアフリー化の推進
- 公共交通の整備・充実
- 各種交通機関における助成

5 防災・防犯・感染症対策の充実

- 防災、防犯体制の整備
- 防災、防犯意識の普及
- 地域における支援体制づくり
- 地域における見守りネットワークづくり
- 感染症に関する適切な情報提供・防止対策



第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人について、グループホームでの生活やひとり暮らしなど、地域での生活への移行を推進します。

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活で生じる緊急事態に対応するため、令和2年度に整備した地域生活支援拠点等について、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進します。

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を検討するとともに、児童のライフステージに応じた途切れのない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等が連携した支援を提供する体制を検討します。

5. 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画における重点的な取り組み

- ① 障がいの理解促進と障がい者差別の解消
- ② 各種サービスの適切かつ柔軟な提供

計画の推進

- ◆ 施策の推進にあたっては、行政はもとより、障がい者団体、事業者、企業、地域、市民との協働・連携が必要不可欠であることから、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして計画の達成を目指します。
- ◆ 伊勢市障害者施策推進協議会を定期的開催し、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

発行

伊勢市 健康福祉部 障がい福祉課
〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL : 0596-21-5558 FAX : 0596-20-8555

表紙画・本文イラストレーション 福田優飛 (NPO法人希望の園)